

《茅ヶ崎市の小児医療費助成事業に係る助成内容等一部変更について》

令和5年7月診療分（8月提出分）から、茅ヶ崎市が実施する小児医療費助成事業について、助成内容等の一部変更があります。

※学校等での怪我によりスポーツ振興センターによる給付を受ける場合は、そちらが優先となります。

【1 変更内容】

- (1) 4歳以上の所得制限を撤廃します。
- (2) 小学4年生以上の患者一部負担金（通院1回につき500円を上限に徴収）を撤廃します。

【2 対象となる助成事業内容】

- ・0歳から中学3年生まで
- ・医科、歯科、調剤及び訪問看護に係る医療

【3 公費負担者番号】

81140089

◎所得制限・患者一部負担金撤廃に伴う変更点一覧

令和5年6月診療分まで				令和5年7月診療分から			
年齢・学年 (公費番号)	0~3歳 (81140089)	4歳 ~小学3年生 (81140089)	小学4年生 ~中学3年生 (81149080)	年齢・学年 (公費番号)	0~3歳 (81140089)	4歳 ~小学3年生 (81140089)	小学4年生 ~中学3年生 (81140089)
所得制限	なし	あり	あり	所得制限	なし	なし	なし
医科	入院	全額助成	全額助成	医科	入院	全額助成	全額助成
	外来	全額助成	通院1回 500円負担		外来	全額助成	全額助成
歯科	全額助成	全額助成	全額助成	歯科	全額助成	全額助成	全額助成
調剤	全額助成	全額助成	全額助成	調剤	全額助成	全額助成	全額助成
訪問	全額助成	全額助成	全額助成	訪問	全額助成	全額助成	全額助成

◎助成内容等一部変更に係る対象者への小児医療証送付等について

- ・対象者に対する医療証の送付は令和5年6月下旬を予定しています。
- ・今回の助成内容等一部変更に伴い送付する小児医療証は、令和5年7月から有効となります。